

に、配送途中で封入物が脱落してしまうことがあります。特に、郵便局では郵便番号の読み取り機において封筒にかけられる圧力によって脱落してしまうケースも報告されています。

【対策例】

- ①封筒内からの空気抜けを確保する封筒設計
- ②サンプリングによる糊付け強度の確認
- ③印刷事業者内での脱落していないことを証明するための重量あるいは厚み検知記録保管
- ④糊・封筒検査装置や水分検査装置によるチェック

A7 両面印刷はがきに印字する個人情報のズレ

表裏に個人情報を印字するケースにおいて、データのズレ、システムのバグ、表面印字終了後（もしくは紙詰まり等のトラブル後）のセット不良等により、表面と裏面とで異なる本人の個人情報が印字されてしまい、そのまま送付される事故があります。

表裏に個人情報を印字する品目例としては、購入履歴・クレジット番号など、機微な情報を印字するケースが多く、大きなクレームに発展する可能性もあります。

【対策例】

- ①管理番号もしくはバーコード等を用いた照合及びエラー検知システム
- ②サンプリングによる表裏照合

発送作業はすべてと言っていいほど、最終的には人間の手作業になります。つまり、どのような策を立てたとしても、100パーセントミスが無いとは断言できません。ただし、限りなくミスが無いようにすることはできます。

作業内容の詳細が何より大事ですが、発送リストのデータが重要な要素となります。紙ベースでいただく場合もありますが、作業に必要な部分だけでもできるだけ電子データとしていただくことをお願いしています。これは、情報の取り合わせ（丁合）、照合、封入、梱包に可能な限りのリスク排除を行うためです。完璧なデータであれば、実際の作業を行わなくとも、その時点で作業の完了が想像できる上、セキュリティ対策も講じられます。

（P.S.）このように、当社は独自の個人情報保護マネジメントシステムを運用し、全社一丸となって個人情報の保護とその適切な取り扱いに努めております。プライバシーマークを取得した企業として、今後も情報セキュリティの継続的な改善に取り組んでまいります。

参考文献 / 「印刷現場における個人情報保護Q & A」(社団法人日本印刷産業連合会)「個人情報保護法の知識」(日本経済新聞出版社)「Q & A こんな時どうする? 個人情報保護」(日本経済新聞社)「Q&A 個人情報保護法」(有斐閣)

K ケイブリンティング株式会社

〒116-0002 東京都荒川区荒川8-5-4 TEL.03-5811-9800 FAX.03-5811-9802
mail:info@kprinting.co.jp www.kprinting.co.jp

KPRINTING

個人情報セキュリティ



—印刷現場での取り組み—

企業にとって、いまや個人情報セキュリティ対策は重要な経営課題の一つです。印刷現場における取り組みについてまとめさせていただきました。



取扱レベルの異なる業務



名刺やダイレクトメール(DM)用のリストなど、個人情報にも様々な形態がありますが、取り扱いレベルには違いがありますか。



業務において氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱う場合、当該業務は、個人情報を取り扱う業務に該当し、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが求められます。ただし、本人の権利利益を損なうリスクとして、どのようなリスクが想定されるかにより、安全管理レベルが異なります。

紙面上の個人情報であっても、断続的に委託を受ける名刺印刷のように、1件の委託毎ではなく、月間の委託件数をまとめて個人情報取扱業務として特定した結果を一覧表に記録することが合理的な業務もあります。紙面上の個人情報の員数管理においても、ハガキの保管管理上の員数管理より、入力後のデータ化された個人情報や出力されたラベル用紙の員数管理の方が、より高いリスクが想定されるので一段高い管理レベルが求められます。

データとしての個人情報の場合、紙面上の個人情報に比べて漏えいした場合のリスクは高いと言えます。さらに、基本情報(氏名・住所・電話番号・生年月日・性別)に限定されたものか、それ以外のリスクの高い属性情報(クレジットカード番号)を含んでいるかどうかによってリスクが異なります。個人情報の特定または入稿の段階で、基本情報以外を含むかどうかの識別をつけています。



個人が写った写真の広報誌への掲載



広報誌に不特定多数の個人が写った写真を掲載する予定ですが、写っている全員の了解を得るのは不可能です。この場合、写真を掲載することに問題はありますか。



個人を識別できないような写真であれば「個人情報」ではありませんので、掲載は問題ありません。しかし、特定の個人を識別できるような写真であれば「個人情報」に該当します。受託する印刷事業者としては、発注者から入手する掲載写真が適正に取得したものであるかを、定めた手順に従って確認する必要があります。

適正に取得したことが確認できた場合、その記録を残します。確認ができなかった場合、少なくとも「個人情報保護法」に則った取扱いを要請します。

「個人情報保護」に則った取扱いであるためには、個人情報を取得するにあたり、その利用目的を本人に通知するか、または公表していることが条件になります。発注者が本人に通知または公表しているかどうかを確認します。なお、写真を掲載する場合は、肖像権やパブリシティの権利にも配慮する必要があります。

配送委託の際に望まれる措置

Q 郵便局や宅配業者に委託して個人情報を保存した電子媒体を送付したり、個人宛にダイレクトメールを送ったりする場合、具体的にどのような措置をしていますか。

A 郵便局や宅配業者は、物流の効率化を目的としたサービスを行う事業者であり、通常送付物の中に個人情報が含まれているかどうかを認識することなく取り扱っていることから、個人情報保護法の義務規定が適用されないものと解されます。

顧客企業に運送時のリスクを説明し、より安全な運送方法を推奨し、顧客企業の指示を受けて運送手配をしています。

運送手法の事例としては、(1)簡易書留扱いを使う(2)ダイレクトメールといえども特約を定めた封書を同封している場合、送信内容に応じた設計(シール、糊強度)措置を実施しています。

ダイレクトメールの誤封入・誤送等の事故防止

Q ダイレクトメールの誤封入や誤送等の事故防止のために、どのような対策をとっていますか。

A1 宛先データの編集加工による誤印字

大量のダイレクトメールを扱い、且つその送付先が全国広範囲にわたっている場合、郵便番号及び住所による並び替えを行い、配送効率を上げ、コストを下げることを求められる場合があります。その他にも、何らかの理由で情報の加工(住所データの分割、「様」「御中」の追加等)やクリーニング(重複データの無効化等)を求められる場合があります。

【対策例】

- ①空欄データによる処理ミスを防ぐための、記入欄を全て埋めたダミーデータの活用
- ②編集・加工処理後の元データとの照合と員数確認

A2 カスレ・欠け等による宛先データ印字不良

純粹な印字不良事故と印字仕様の設計ミスによるデータ切れのような事故があります。

【対策例】

- ①抜き取り検査による、印字不良確認

②印字枠と宛先データ文字数とのシステム照合

③先頭データもしくは末端データの印字欠けチェックのための、左右の下端マーク付けと同マークの印字確認

A3 宛先データの送付先と異なる個人情報を記載した文書の同封

誤送における情報漏えいの最も典型的なケースです。異なる文書を入れ違えて同封してしまうケースや、異なる文書も重ねて同封してしまうケース、必要な個人情報を記載した文書が同封されないケースなどがあります。

【対策例】

- ①宛名データと同封文書への管理番号(もしくはバーコード)印字と、自動読み取りによる照合
- ②ダブリや脱落をチェックするための重量あるいは厚み検知
- ③封入作業前後の員数確認(過不足確認による誤封入のまま送付されることの防止)
- ④宛名ラベルなどを使用せず、窓アキ封筒、ビニール封筒を利用
- ⑤個人情報を封入して各部署に配布する場合は、封筒を糊付しないで納品し、配布先での確認を依頼

A4 異なるセット内容での封入

主に地域別等の個人情報の属性に応じたチラシ配布をする場合の事故です。必ずしも個人情報漏えい事故と見なされるわけではありませんが、品質事故との指摘以外にも、個人情報の処理が不完全であるとの理由等でクレームにつながる可能性があります。目視チェック・員数確認・重量検知では防止しにくい事故といえます。

【対策例】

・管理番号もしくはバーコード等を用いた抽出及びエラー検知システム

A5 窓アキ封筒の設計ミスによる、枠外に印字された個人情報の可視

封入物のサイズを封筒サイズより小さく設計するだけでなく、封筒内で動く幅を想定しないと、枠外に印字したはずのクレジット番号等の個人情報が、窓アキ封筒の窓枠から見えてしまうことがあります。

【対策例】

- ①動く幅を想定した宛先データ印字枠の設計
- ②上記設計に基づく見本作成
- ③封入工程での目視チェック

A6 封筒の成型不良、糊付け不良による内容物の脱落

手配した封筒について、糊付けが不良であったりその他不完全な点があったりしたため